

災害時における災害応急対策業務に関する協定書

国土交通省 関東地方整備局 関東技術事務所長（以下「甲」という。）と〇〇〇〇株式会社 代表取締役社長（以下「乙」という。）とは、関東技術事務所が災害時において実施する災害応急対策業務に関して、次のとおり協定を締結する。

（目 的）

第 1 条 この協定は、地震・大雨等の異常な自然現象及び予測できない災害等において、関東技術事務所が実施する災害応急対策業務に関し、これに必要な技術者及び作業員の確保、建設機械及び資機材等の提供等の要請について、その方法を定め、災害応急対策業務を円滑に行うことで、被災施設等の早期復旧、被災箇所の被害拡大防止に資することを目的とする。

（実施要請）

第 2 条 甲は、所管施設に災害が発生しまたは発生の恐れがある場合において必要と認めるときは、乙に対し第 3 条の災害応急対策業務について実施を要請することができるものとする。また、災害応急対策業務を円滑に行うため、甲は乙に対し関東技術事務所が実施する防災訓練への参加を要請することができるものとする。

（業務内容）

第 3 条 甲が乙に対し実施を要請する災害応急対策業務の内容は以下の通りである。

※ 協定締結公募において、乙が選択した項目を記述する。

（業務の実施区域）

第 4 条 災害応急対策業務の実施区域は、関東地方整備局が所管する行政区域内とする。ただし、甲は、必要に応じて、乙と協議のうえ実施区域を拡大できるものとする。

（業務内容についての報告）

第 5 条 乙は、この協定を締結するにあたり、協定書第 3 条（業務内容）に記載された災害応急対策業務の実施のために予定する技術者及び作業員、建設機械及び資材等（確保可能と考える数量）を甲へ書面により提出するものとする。

2 乙は、前項で提出した内容に著しい変動が生じたとき、または甲が必要に応じて現況の報告を求めたときは、速やかに甲へ書面により提出するものとする。

3 甲は、甲が保有する建設機械及び資材等について、あらかじめ書面により乙に通知するものとする。

（要請方法）

第 6 条 甲は、乙に対して、第 2 条に基づき災害応急対策業務の実施を要請する場合は、書面によるものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等の方法によることができるものとする。この場合、甲は後日書面を作成のうえ乙に通知する。

2 乙は、甲からの要請を受諾する場合、甲に対し書面により受諾の旨を報告する。ただし、緊急を要するため甲が電話等の方法で要請した場合は、甲の指示する方法によるものとする。

（業務の指示）

第 7 条 甲は、災害応急対策業務及び防災訓練に係る担当職員を定め乙に通知する。災害応急対策業務及び防災訓練に係る乙への指示は、当該担当職員が行うものとし、乙はその指示に従うものとする。

2 乙は、乙に代わり担当職員の指示を受ける責任者（以下「業務責任者」という。）を定めることができる。この場合、乙は業務責任者の氏名・連絡先を書面により担当職員に提出するものとする。なお、緊急時において書面での提出が困難な場合は担当職員の指示に従うものとする。

（緊急時の連絡体制確保）

第 8 条 乙は、広域災害等により電話等の通信手段に障害が発生したと認めた場合は、関東技術事務所に電話等による通信の状況確認を行うものとする。

2 前項により、通信による連絡が困難であることを確認した場合は、乙の判断で連絡要員を関東技術事務所または船橋防災センターに派遣し連絡体制を確保するものとする。この場合、前条までの甲乙間の連絡は当該連絡要員を通して行うものとする。

3 乙は、この協定を締結するにあたり、緊急時の連絡要員を定め甲に書面により提出するものとする。

（契約の締結）

第 9 条 甲は、乙に対し第 6 条に基づく災害応急対策業務の実施を要請し、乙が受諾した場合は、速やかに随意契約を締結するものとする。

（業務の実施報告）

第 10 条 乙は、第 9 条の契約図書に定めるもののほか、災害応急対策業務を実施したときは、作業開始時間・作業終了時間及び使用した建設資機材等の内訳を書面により速やかに担当職員へ報告するものとする。

2 甲は、必要に応じて、災害応急対策業務の途中段階でも前項の報告を求めることができるものとする。この場合、乙は速やかに担当職員へ報告するものとする。

（業務の完了報告）

第 11 条 乙は、第 9 条の契約図書に定めるもののほか、災害応急対策業務が完了したと

きは、電話等の方法により直ちにその旨を担当職員へ報告するものとする。

（費用の請求）

第 1 2 条 乙は、災害応急対策業務の実施に要した費用について、甲が内容の確認ができる資料等を添付のうえ請求のための見積書を甲に提出するものとする。

（費用の支払）

第 1 3 条 甲は、第 1 2 条の規定による見積書の提出を受けたときは、内容を精査のうえ第 9 条の契約に基づき、その費用を支払うものとする。なお、この協定に基づき甲が乙の保有する資機材等の提供を受けた場合の資機材等価格は、甲の積算基準に基づく当該提供を受けた時点における市場価格とする。

2 防災訓練への参加費用（甲の要請に基づくものに限る）については、甲の積算基準（公共工事設計労務単価等）により第 9 条に基づき支払うものとする。

（損害の負担）

第 1 4 条 災害応急対策業務の実施にともない、甲、乙双方の責に帰さない理由により第三者に損害を及ぼしたとき、または甲若しくは乙の保有する建設資機材等に損害が生じたときは、乙はその事実の発生後速やかにその状況を書面により報告し、その処置について甲乙協議して定めるものとする。

（有効期限）

第 1 5 条 この協定の期間は協定締結日から、令和 1 1 年 3 月 3 1 日までとする。なお、本協定書の締結日をもって、乙と締結している前協定を解除するものとする。

（協定の解約）

第 1 6 条 甲若しくは乙において協定を継続できない事情が発生したときは、甲乙協議のうえ協定を解約することができるものとする。

2 前項にかかわらず、乙において本協定参加資格の条件を満たさなくなった場合は、甲は書面による通告をもって本協定を解除することができる。

3 前項にかかわらず、乙において取引停止の事実や不渡りの情報または会社更生法・民事再生法の申請等があった場合、若しくはこの協定の履行に当たり乙に不誠実な行為があった場合は、甲は書面による通告をもって本協定を解除することができる。

（協定の変更）

第 1 7 条 協定内容に変更が生じた場合は、変更が生じた者が相手方に速やかに連絡し、変更に係わる協議をし、必要な手続きを行うものとする。

（その他）

第 1 8 条 この協定に定めのない事項または疑義を生じた事項については、その都度甲と乙が協議して定めるものとする。なお、甲がこの協定締結のための公募において

提示した事項は、この協定における遵守事項とする。

(訓練等への参加)

第19条 乙は、甲が主催する訓練又は講習会等に甲から要請があった場合は、参加するものとする。なお、参加に伴う費用負担は、乙が行うものとする。

この協定の証として、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲	国土交通省 関東地方整備局 関東技術事務所長	○ ○ ○ ○	印
乙	〇〇〇〇株式会社 代表取締役社長	○ ○ ○ ○	印

災害時における災害対策用車両等の燃料等の供給に関する協定書

国土交通省 関東地方整備局 関東技術事務所長（以下「甲」という。）と〇〇〇(株) 代表取締役社長（以下「乙」という。）とは、関東技術事務所が災害時において災害対策用車両等の燃料等の供給に関して、次のとおり協定を締結する。

（目 的）

第 1 条 この協定は、地震・大雨等の異常な自然現象及び予測できない災害等において、関東技術事務所が保有する災害対策用車両等に関し、これに必要な燃料の供給等について、その方法を定め、燃料等の供給を円滑に行うことを目的とする。

（協力要請）

第 2 条 甲は、災害が発生し燃料の供給が必要なときは、乙に対し協力を要請することができるものとする。

2 乙は、前項の規定により要請を受けたときは、優先的に燃料を供給するものとする。

（要請方法）

第 3 条 甲は、乙に対して、第 2 条に基づき協力を要請する場合は、書面によるものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等の方法によることができるものとする。この場合、甲は後日書面を作成のうえ乙に通知する。

2 乙は、甲からの要請を受諾する場合、甲に対し書面により受諾の旨を報告する。ただし、緊急を要するため甲が電話等の方法で要請した場合は、電話等の方法により受諾の旨を回答し、後日書面により報告するものとする。

（業務の指示）

第 4 条 甲は、協力要請に係る担当職員を定め乙に通知する。協力要請に係る乙への指示は、当該担当職員が行うものとし、乙はその指示に従うものとする。

（契約の締結）

第 5 条 甲は、乙に対し第 2 条に基づく協力を要請し乙が受諾した場合は、速やかに随意契約を締結するものとする。

（業務の実施報告）

第 6 条 乙は、第 5 条の契約図書に定めるもののほか、協力要請を実施したときは、供給した燃料等の内訳を書面により速やかに担当職員へ報告するものとする。

（業務の完了報告）

第 7 条 乙は、第 5 条の契約図書に定めるもののほか、業務が完了したときは、電話等の方法により直ちにその旨を担当職員へ報告するものとする。

（費用の請求）

第 8 条 乙は、業務の実施に要した費用について、甲が内容の確認ができる資料等を添付のうえ請求のための見積書を甲に提出するものとする。

（費用の支払）

第 9 条 甲は、第 8 条の規定による見積書の提出を受けたときは、内容を精査のうえ第 5 条の契約に基づき、その費用を支払うものとする。

（有効期限）

第 10 条 この協定の期間は協定締結日から、令和 11 年 3 月 31 日までとする。なお、本協定書の締結日をもって、乙と締結している前協定を解除するものとする。

（協定の解約）

第 11 条 甲若しくは乙において協定を継続できない事情が発生したときは、甲乙協議のうえ協定を解約することができるものとする。

2 前項にかかわらず、乙において本協定参加資格の条件を満たさなくなった場合は、甲は書面による通告をもって本協定を解除することができる。

3 前項にかかわらず、乙において取引停止の事実や不渡りの情報または会社更生法・民事再生法の申請等があった場合は、甲は書面による通告をもって本協定を解除することができる。

（協定の変更）

第 12 条 協定内容に変更が生じた場合は、変更が生じた者が相手方に速やかに連絡し、變更に係わる協議をし、必要な手続きを行うものとする。

（その他）

第 13 条 この協定に定めのない事項または疑義を生じた事項については、その都度甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定の証として、本書 2 通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ各自 1 通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 国土交通省 関東地方整備局
関東技術事務所長 ○ ○ ○ ○ 印

乙 ○○○(株)
代表取締役社長 ○ ○ ○ ○ 印